

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害者支援施設等の「災害時情報共有システム」運用開始に向けた協力依頼について（依頼）

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省が令和3年度より運用開始を予定している「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「災害時情報共有システム」という。）については、現在、運用開始に向けた作業が進められています。

この災害時情報共有システムは、災害発生時における指定障害福祉サービス施設、事業所（以下「施設、事業所」という。）の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設、事業所への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的としていますが、その前提として、全ての施設、事業所の情報がシステムに登録されていることが必要となります。

については、厚生労働省の依頼により、災害時情報共有システムの運用開始に向けた施設、事業所の情報の登録について下記のとおり依頼しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 依頼事項について

災害時情報共有システムに登録する対象施設の情報については、現在 WAM NET で公開している「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「情報公表システム」という。）を用いて基本情報を連携します。ただし、情報公表システムに登録されていない一部の情報については、今回新たに登録が必要となり、当該情報の登録については、施設、事務所から報告された情報に基づき、施設、事業所が所在する市町村において登録に係る作業を行います。

については、施設、事務所が所在する市町村ごとに別添1の様式（エクセルファイル）に必要事項を入力の上、当該市町村あてにメール（アドレスは別添2参照）にて送付いただきますようお願いいたします。

また、現在においても情報公表システムの登録が完了していない施設、事業所については、災害時情報共有システムとの連携ができないため、災害時情報共有システムの対象となりません。実際に災害が発生した際に、施設、事業所の被災状況報告を国、自治体と即時に情報共有していただくために、この機会に早急に情報公表システムの登録を完了いただきますようお願いいたします。

2 報告期限

厚生労働省は、登録期限を令和3年2月26日（金）として、この期日までに登録された情報

により当初の災害時情報共有システムの運用を予定していることから、令和3年2月24日（水）午前中を期限（厳守）とさせていただきます（この期日に間に合わない場合に、3月以降に登録を可能とするか等の運用は現時点では未定とのことです。）

3 その他

- (1) 市町村からの別途の依頼に基づき、既に同様の情報を市町村あてに報告いただいた施設、事業所については、今回改めて報告いただく必要はありません。
- (2) 災害時情報共有システムについては、運用開始前の段階であり、厚生労働省から新たな通知があり次第、改めてお知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	信 田
電 話	058-272-1111 内2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		